

**令和6年度 第3回文京区子ども・子育て会議
及び文京区地域福祉推進協議会子ども部会 要点記録**

日時 令和6年8月6日(火)午後6時33分から午後8時41分まで
場所 区議会第一委員会室(シビックセンター24階)

<会議次第>

1 開会

2 議題

- (1) 子育て支援計画の策定について 【資料第1号】
 - ア 「主要項目及びその方向性」について 【資料第1-1号】
 - イ 「子ども・子育て支援事業計画」について 【資料第1-2号】
- (2) (仮称)こどもの権利擁護に関する条例の制定について
 - ア こどもの権利に関する意識調査について 【資料第2-1号】
 - イ (仮称)こどもの権利に関する条例の基本的な考え方(骨子)案について 【資料第2-2号】
 - ウ 今後のスケジュールについて 【資料第2-3号】
- (3) 子育て支援計画(令和2年度～6年度)の進捗状況について 【資料第3号】

3 その他

4 閉会

<地域福祉推進協議会子ども部会委員(名簿順)>

出席者

遠藤 利彦 会長、高橋 貴志 副会長、高櫻 綾子 委員、秋山 誉寛 委員、
乾 愛 委員、河合 直子 委員、篠原 朝子 委員、原田 悠希 委員、大橋 久 委員、
弘世 京子 委員、堀口 法子 委員、田中 甲子 委員、佐々木 妙子 委員、
大坪 沙友里 委員、高橋 誉則 委員、大野 高裕 委員、五十嵐 悠紀 委員、
西 智之 委員、塚本 千尋 委員、杉本 謙 校長、田島 佳子 校長、
安藤 尚徳 弁護士、磯崎 奈保子 弁護士

欠席者

秋葉 園江 委員、井島 和彦 委員

<事務局>

出席者

多田子ども家庭部長、栗山児童相談所開設準備担当部長、吉田教育推進部長、
横山企画課長、木村福祉政策課長、永尾障害福祉課長、渡部生活福祉課長、
篠原子育て支援課長、富沢子ども施策推進担当課長、奥田幼児保育課長、
足立子ども施設担当課長、大戸子ども家庭支援センター所長、
佐藤児童相談所開設準備室長、大塚保健サービスセンター所長、熱田教育総務課長、

中川学務課長、山岸教育指導課長、鈴木児童青少年課長、木口教育センター所長、

<傍聴者>

4名

子育て支援課長:お待たせいたしました。

それでは、少し定刻を過ぎましたが、これより令和6年度第3回文京区子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども部会を開催いたします。

私は、文京区子ども家庭部子育て支援課長の篠原と申します。今回もオンラインを併用した開催となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、本日のご出席者につきましてご案内いたします。本日の議題にあります「(仮称)こどもの権利に関する条例の制定について」の審議に伴い、文京区子ども・子育て会議条例第7条に基づき、前回に引き続きまして、杉本様、田島様、安藤様、磯崎様の4名の方にご出席いただいております。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。事前に配付させていただきました、郵送でお送りしました、次第、資料第1号から第3号、参考資料1から参考資料3ということで、お送りしたときにもお知らせしておりますが、お読みいただいた上でご出席くださいということをお伝えしてございます。

次に、席上配付としまして、会議にご出席の方のみですが、座席表。A4の片面刷り1枚で少子化に関連する様々な指標、横長のものですね。あと、「文の京こども月間」事業について。あと、カラーで刷られております文京区子育てフェスティバル2024チラシ。あと、それとは別に冊子となっております子育て支援計画のオレンジ色のもの。さらに追補版としまして、子どもの貧困対策計画、ピンク色の冊子。そして最後に、子ども・子育て支援に関する実態調査報告書、オレンジ色のものをお渡してございます。資料等にご不足がありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

オンラインでご出席の皆様には、資料3点を事務局よりメールでお送りしてございますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、本日の出欠状況でございます。まず、ご欠席が、東京商工会議所文京支部の秋葉委員、連合東京都連合会西北地区文京地区協議会、井島委員がご欠席でございます。そのほかの本席にいらっしゃらない方は後ほどいらっしゃると思いますので、よろしく願いいたします。また、オンラインのご参加で高橋副会長がお見えでございます。よろしく願いいたします。

最後に、また改めてのご案内になりますが、発言の際にはマイクのボタンを押してご発言いただき、その際に所属名とお名前をお願いいたします。

それでは、これより議事の進行を遠藤会長をお願いいたします。遠藤会長、よろしく願いいたします。

遠藤会長:皆さん、こんばんは。本日も遅い時間にもかかわらず、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。天気予報を見ますと幸い今日はゲリラ豪雨はなさそうな

気配ではございますが、とても蒸し暑い夜になっております。第3回目ということで、今日も盛りだくさんの内容になっておりますが、ぜひご忌憚なく有用なご意見を多数頂戴できればというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の審議に入ってまいりたいと思います。

本日の会議は、次第のとおり、議題が3件ございます。1の次期子育て支援計画と2の(仮称)こどもの権利条約に関する条例に関する検討は、前回に引き続く事項となります。なお、会議につきましては、20時30分閉会を予定しておりますので、皆様、スピーディーな議事進行にご協力いただければと願うところでございます。

初めに、議題の1、子育て支援計画の策定についてです。

前回の第2回会議では、次期計画の主要項目とその方向性、子ども・子育て支援事業計画における教育保育、学童保育、病児保育事業の今後のニーズ量の見込みを中心に、区からご説明いただきました。本日は、それぞれの内容についてさらに深掘りして検討を進めてまいりたいと思います。

この議題に関する資料は、資料第1号から資料第1-2号まででございますが、区からは一通り説明をしていただき、皆様からのご意見は、まず資料第1-1号についてと資料第1-2号についての二つに分けて伺いたいと思います。

それでは、篠原子育て支援課長よりご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長:改めまして、子育て支援課長の篠原です。お手元の資料第1号の子育て支援計画の策定についてをご覧いただきたいと思います。

前回の会議までの間で、太い四角囲みの中の第1章から3章までを審議させていただきまして、今回は、引き続きの部分もありますが、第4章から一番下の子ども・子育て支援事業計画までを審議させていただきたいと存じます。

1枚おめくりいただきまして、今後のスケジュールですけれども、今回審議いただいた内容を基に、修正があれば修正を加えた上で、9月の文京区の議会のほうでこの検討状況についてまとめて報告をいたします。また、その後、10月にこの会議をまた再びさせていただきまして、ここで議会との意見も踏まえた中間のまとめを作成いたしまして、皆様にお示しをいたします。また、11月にそのまとめについて再度議会を経て議論をした後に、12月にこの中間のまとめに関するパブリックコメントと区民説明会を12月に予定してございます。その後、1月にパブリックコメントのお示しを皆様にさせていただいた上で、さらなる最終案について議会報告を経て、3月にこの計画を策定する予定でございますので、よろしくお願います。

それでは、早速説明してまいります。資料第1-1号をご覧ください。

最初のこの資料第1-1号は6ページ目まであって、その次のページに参考資料2という四角囲みの資料があるかと思うのですが、この参考資料2というのは、この子ども・子育て会議が始まった後、ずっと検討してきた部分を1からお示ししているものを参考までにつけてございます。全部で44ページまであるわけですが、44ページの次に続くものが、最初に戻っていただいた資料第1-1号の主要項目及びその方向性について以降になりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

それでは、ちょっと長くなりましたが、資料第1-1号に戻っていただきまして、第4章からの部分についてのご説明をしたいと思います。

前回の会議では、「主要項目及びその方向性」についての1ページ目にあります丸の部分の項目出しのみさせていただいておりました。その下に、さらに例えば子どもの権利の保障と意見表明機会の確保の下に、分かりやすくこれがどういうことを意図するかということのご説明文を入れてございます。それぞれ丸が三つ、1ページ目にございますが、それぞれの文章を各子どもに関するセクション全体で調整をしながら作成した案がこちらになります。今回、この表現についても各委員の皆様方からご意見を頂戴したいと思っております。

2ページ目をご覧ください。1、親子の健やかな成長の支援ということで、先ほどご説明したとおりですが、こちらの黒丸のところの部分をさらに細かく、どういうことを意図するかということ細かく文章に落としたものがこちらにお示しの内容になります。こちらの部分についても今回審議させていただきたいと思っております。

実は5年前に作成したこの計画のときには、この項目出ししかしておりませんでした。それを我々のほうで見直しをしまして、それぞれこの丸の項目の部分の意図をより明確にお示しするために、今回新しく追加しているところがございます。

同じく3ページ目の2番目の多様な幼児教育・保育サービスの提供、続いて4ページ目の3番目の子どもの生きる力・豊かな心の育成、5ページ目の全ての子育て家庭を支える体制の充実、5番目の子育てしやすいまちづくりの推進。ここまでをまず主要項目及びその方向性についてというところでお示したものが、この内容になってございます。後ほどご意見を賜りたいと思っております。

その後参考資料2が続くわけですが、こちらは、既に7月までに議論させていただいたところがございます。この7月までに議論したところで少し修正を加えた部分がありますので、そちらをお示ししたいと思います。

18ページ目をご覧ください。こちら、7月までの資料は、(4)番の合計特殊出生率及び出生数の推移ということで、上の表だけを示していたのかなと思っておりますが、この部分を少し直しております。

また、飛ばしていただいて、22ページをご覧ください。22ページ、(3)番に育児休業取得率の推移とございますが、こちらの表の下に、育児休業制度の取得経験というところで結果を載せてございます。こちらもお覧いただければと思います。

ここまでが修正をしたところになっております。

合計特殊出生率に関係するところで、先ほど席上配付させていただいた横長の表を見ていただきたいのですが、こちらは18ページとも関連するのですが、これは東京都が少子化対策の推進に向けた論点整理というところで示したものの抜粋になります。なぜこれを示しているかと言いますと、東京都の出生率が0.99ということで報道発表があったと思いますが、文京区は多分1.12ぐらいの数字になろうかと、今、推測しておりますが、これは秋頃またお示しいたしますけれども、それに対して東京都はしっかり少子化の対策をしていますよということを恐らくアピールしたいために作っていると思いますが、ここで見ていただきたいのは、右側の有配偶出生率の推移ということで、結婚をしている女性が産む子どもの数は、全国と比べて2ポイントほど高いというところで、

東京にお住まいの方で有配偶出生率という観点で見たときには、決して少ないとは言えないということを東京としては言いたいのかなというところで、参考資料としてお示しをさせていただきます。

この資料をまた見ていただいて、この部分は東京都が作成したものを今回、参考までに渡しているものですので、この部分の議論はなかなか我々も答えづらいのですけれども、こういったことをお示ししたいというところで、参考までにお渡しをしておきたいと思えます。

そして続きまして、資料第1-2号をご覧ください。こちらが、「子ども・子育て支援事業計画」についてということで、7月までの会議体では、その子ども・子育て支援事業計画、その子育て支援計画を実行するために必要な事業についての記載を書いておりますけれども、前は、保育園や育成室といった施設関係のニーズ量のお知らせをしていたかと思うのですが、今回、それ以外の部分についてもニーズ量を測りましたのでそれをお示ししたいと思います。

この資料第1-2号の頭にある概要については、こちらにあるとおりで、2番目の量の見込みと確保方策の実施時期(案)については、(1)番、別紙1のとおりとありますが、ここで1ページめくっていただいて、A3の折ってある表があるかと思えますが、こちらが幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の実施時期(案)ということで、今後の人口推計を踏まえて、一番左側にある様々な確保方策の見込み数とニーズ量をお示したのになります。

ここで見ていただきたいのは、一番下の②引く①で充足数とありますが、この②というのは、充足数ですね。ですので、確保方策の数の合計に対して、ニーズ量の見込み、一番上の①番を引いた数字がこの700だとか171人という数字になるのですが、これは、これだけ充足されているという数字とだけ思っていたらと思います。

これも各所管課とも協議をしまして、これが少なくなればなるほど充足数が少なくなっていくというふうに読んでいただければと思いますけれども、これだけの数をちょっと確保しておりますのは、やはりある程度バッファを持った形での計画をつくりたいということでのニーズ量の確保方策の実施時期をお示しているところがございますので、こちらもご覧いただければと思います。

そして、そのA3の横長の次のページをご覧ください。ここから先は、保育園と育成室等以外の子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策の実施時期についての(案)をお示しております。

まず、この下にある1ページ目の利用者支援事業ですね。こちらは、子ども家庭支援センター、保健サービスセンター等での妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健の育児に関する様々な悩み事に対応するための専門員の派遣というところで、この子ども家庭センター型で3か所を5か年継続していくということで読み取っていただければと思います。

次のページです。2ページ目をご覧ください。イの地域子育て支援拠点事業ですけれども、こちらは、区のほうで直営しております子育てひろばと民間団体の方々による地域子育て支援事業の二つのことを示して、地域子育て支援拠点事業と言っておりますが、こちらも現在のとおりに子育てひろば事業については5か所を継続して行うという

こと。また、地域団体による地域子育て支援拠点事業としては4か所を5か年継続して行うということで案をお示ししております。

3ページ目をご覧ください。妊婦健康診査ですが、こちらについては、量の見込み(ニーズ量)が数字で1,836というところから11年度の2,045人というところになりますが、こちらのニーズについての確保方策を表のとおりお示ししております。

次のページ、4ページ目をご覧ください。乳児家庭全戸訪問事業ですが、こちらは、生後4か月までの乳児のいる家庭の訪問をした上で、子育て支援に関する情報提供等を行う事業でございますが、こちらについても、ニーズ量がお示しのとおりでございます。それに対する確保方策をこのように実施しておりまして、実施機関は2か所、保健サービスセンターと保健サービスセンター本郷支所で行うというふうにしてございます。

次のページ、5ページ目ですね、養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業というところで、児童虐待の防止対応や未然防止を図るための事業というところで、こちらについても確保方策としましては、年72回の養育支援訪問支援者の訪問回数等をここに記載してございます。

次のページをご覧ください。6ページ目をご覧ください。子育て短期支援事業ということで、こちらは、今、江戸川橋の文京区総合福祉センターで行っておりますショートステイ事業とトワイライトステイ事業ですね、こちらも行っているところですが、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが難しい方に一時お子さんを宿泊型、あるいは夜間までお子さんをお預かりする夜間養護等事業ということでお示ししてございます。

こちらにもニーズ量と確保方策の実施時期というところで、このとおりお示ししております。今のところですが、このショートステイ事業については、総合福祉センター江戸川橋のほうで引き続き行っていくということでお示ししております。

次、7ページ目、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)です。こちらにつきましても、子どもの送り迎え等というところで行っている事業ですけれども、こちらにあるとおり、ニーズ量に対して確保方策を示した上で引いたものを下にお示ししております。徐々に増えてきているのが見えてくるかと思えます。

次のページをご覧ください。8ページ目です。一時預かり事業。こちらは、区立保育園や幼稚園型認定こども園での預かり保育とあとは私立幼稚園での預かり保育、あと区のほうで行っておりますキッズルームと言われる一時利用の預かり保育というところになります。こちらもお示しのとおりでございます。ニーズ量についてもご覧のとおりとなっております。

9ページ目をご覧ください。一時預かり事業、引き続きこちらはキッズルームですね。こちらのキッズルームについてもお示しのとおりとなっております。高い利用率になっておりますけれども、一昨年度、キッズルーム茗荷谷を開園いたしまして、ご覧のとおり状況となっております。

10ページ目をご覧ください。延長保育事業(時間外保育事業)についても、こちらにお示しのとおりとなっております。確保方策とニーズ量を表のとおりとしてございます。

次、11ページ目をご覧ください。病児保育事業ですけれども、こちら、病児・病後児事業についての確保方策をお示ししております。こちらについては、施設の存在しない地域がまだ音羽、大塚地域にございますので、新規開設に向けた検討を進めていくというところでお示しをしたいと思いますのでございます。

次のページをご覧ください。12ページ目の放課後児童健全育成事業ということで、こちらについても利用児童数に対する確保方策とニーズ量をお示ししております。

最後に、A3の横長になっている資料をご覧ください。こちらが令和2年から令和6年までの、令和6年はこれからになりますが、利用実績を参考までにお示ししております。この利用実績とコロナ前の出生率等の人口推計を掛けたものを算定いたしまして、その上で先ほど申し上げた事業についてのニーズ量を算定し、こちらのほうで(案)としてお示したものとなります。

とても簡単にご説明してしまいましたが、ご説明は以上になります。

すみません。ご説明の抜けがございましたので、資料第1-2号にお戻りください。44ページの次のページの資料第1-2号にお戻りください。

この一番下の記述をご覧いただきたいのですが、上記の今まで示した事業のほか、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、現行計画同様、文章にて取組の方向性を記載する予定でございます。

また、7月に少しお知らせしたかと思うのですが、今までなかった事業で、国から新たにこの計画に落とし込みなさいというふうに言われております「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」については、第4回目子ども・子育て会議委員及び地域福祉推進協議会子ども部会以降にお示しをしたいと思いますのでございます。

また、さらに、「こども誰でも通園制度」「産後ケア事業」については、国から、まだ量の見込みの算出等の考え方の手引きを改訂するという通知がありますが、まだ区のほうには届いておりませんので、今後、その内容を踏まえてお示しをしたいと思います。

以上でご説明は終了になります。よろしく願いいたします。

遠藤会長:ありがとうございます。今、篠原子育て支援課長より子育て支援計画の策定についてご説明いただきました。

今回は、資料第1-1号と1-2号に分けてご意見を頂戴したいと思います。

初めに資料第1-1号についてご意見を賜りたいと思います。文言とか表現も含めましてのご意見あるいはご質問などございましたら、ぜひ積極的にご発言いただきたいというふうに思います。この資料1-1の内容についてご意見等ございましたら、会場にいらっしゃる委員の皆様、そしてオンラインご出席の委員の皆様の順番でご発言をお願いいたします。皆さん、いかがでございましょうか。1-1のほうからご意見を伺えればと思っております。

それでは、河合委員からよろしく願いいたします。

河合委員:区民公募委員の河合でございます。

2ページ目の記載ですけれども、これは親も成長するという意図的なものがあるって、親子の成長というふうに書かれているという理解でよろしいですかというのが1点と、

もう1点目は、ぱっと読んだときに、情報発信の最適化の係り受けがちょっと分かりづらくて、多分正確な情報とサービス等が周知されると読むのだと思うのですが、点の書き方とかを考えていただくと、より読みやすくなるかなというふうに思いました。

子育て支援課長:ご意見ありがとうございます。

この親子のという表現は課内の我々の中でもどういう表現するのがいいかなというところはあったのですが、今回は親子ということで、親も子もということで記載をしてございます。

また、情報発信の最適化は、確かに今ここを改めて読んでみると、ちょっと正確に意図がつかみづらいという部分があるかと思しますので、その部分は少し修正をしたいというふうに思います。

遠藤会長:よろしいでしょうか。

それでは、篠原委員。

篠原委員:公募区民委員の篠原でございます。よろしくお願いいたします。

すみません、多いのですが4点ございまして、まず1点目が、2ページ目、2つ目、親子の健康の確保及び増進につきまして、下の文を新しく考えていただいた箇所の記載になると思いますが、こちらは恐らく親子の健康の確保に係ることのみなのではないかと。増進についてどのようにご計画されているのかというのを書いていただいたほうが増進というのを使うのであればいいかなと思いました。私の読み間違いでしたら、すみません、教えていただければと思います。

次が2点目ですが、4ページ目に移りまして、私が知らなかったら申し訳ないのですが、1個目の1段落目の2行目、一番初めですね、ICT等を活用し、とあるんですけども、ICTがどこにも、基のフルスペリングがなかったので、ちょっと何のことか分からなかったです。

3点目が、5ページ目、下から2つ目、子どもの貧困対策というところですが、恐らくこれまでの文章で、子どもの貧困がどのようなものなのかみたいところがなかったかなと思います。ここで貧困対策あるのはとてもいいと思います。文章を見ていくと文京区の考える子どもの貧困というのは、子ども一人一人が夢や希望を持つことができない状況になるんだなというのが何となく見えたのですが、その意図が正しいかどうか。その夢や希望を持つということができるようになるために、簡単に言うと、教育支援、生活支援、経済的支援を推進するということだと思っております。果たしてこれで足りるのか。夢や希望を持つというのは結構大きいことなので、ボリューム感がちょっとよく分からないなと思った次第でした。

最後、4つ目になりますが、次のページ、6ページ目になります。1つ目の丸の2段落目の中に、ワーク・ライフ・バランスというのが出てきます。過去のこの評議会の中でも、子育て委員会の中でも、何度かワーク・ライフ・バランスという文章が出てきたように思っているのですが、ワーク・ライフ・バランスはもちろん区庁に、この建物とか区で働いている方についてはもちろんすごく大切にしていきたいのですが、そういう方ばかりじゃない人向けの資料かと思しますので、つまり、これは会社に何か言ってくれるということかと思う人がいてもおかしくないなと思いました。そこまでするつもりなのかどうかというのをまずお伺いできればなと思った次第です。

以上です。

子育て支援課長:貴重なご意見ありがとうございます。ちょっと答えづらい部分もあるのですが、可能な限りお答えしたいと思います。

まず、増進の部分の記述ですが、確かにこれですと少し抜けている部分があるかなと思います。ここは少し加筆、修正させていただいて、次回のお示ししたいと思います。

2番目のICTですが、既に区立の小・中ではタブレットも配付しておりまして、それを踏まえた上での記述ではあるのですが、確かにこの事業の中に落とし込めないのですが、この部分は、まだ学校に関するまた計画の中で記述があるというところで、ここはそういったところでご理解いただけたらと思いますが、ここも所管課と踏まえて協議をしたいと思います。

また次に貧困の部分ですが、果たして子どもの貧困を解消するにはどうすればいいかということというのは、様々な限界があって難しい部分はあるかと思うのですが、ここは大きく捉えて書いておこうかなということをお示しましたが、そこで突然、教育支援、生活支援、経済的支援とちょっと飛んじやっているので、この部分もこの間を埋める表現が必要かどうかについても協議をしたいと思います。

また最後に、ワーク・ライフ・バランスの部分ですが、こちらも所管の課長がいればちょっと答えさせていただきたいと思うのですが、企業のほうにまでとなると、この会議体の計画をもってそこまでお示しするかというのは、なかなか難しいかなと思いますが、もちろん企業関係、中小企業、特に文京区の中企業関係に対するセクションは、また別途、経済課というところがありますので、そういったところにもこういったご意見があったことは伝えた上で、必要があればそういったこともお伝えしていくことを考えたいと思います。

以上でございます。

遠藤会長:ほかにいかがでございましょうか。

じゃあ、よろしく申し上げます。高櫻先生。

高櫻委員:青山学院大学の高櫻です。ご説明をいただきましてありがとうございます。

3ページ目に関して質問をさせていただきます。3ページ目の、多様な幼児教育・保育サービスの提供というタイトルになっている部分、上の段が幼児教育・保育のことで、下の段は学童保育のことになっていますが、項目のタイトルを見ると、小学校以上の学童保育がここに入っていると混乱すると思ったのですが、いかがでしょうか。

子育て支援課長:この部分ですね。そうですね、この部分は頭出しの部分の表現次第なのかなと思いますので、ここは適切な表現に改めたいと考えております。

高櫻委員:その際にもう1点ご検討いただけたらと思ったのですが、上のほうの保育の質の向上、量の確保は、幼児期の教育・保育の質の向上というような書き方にしたほうがいいかなと思います。これまで幼児期の教育・保育の確保とか量の見込みという言葉でグラフ等をまとめられてきていると思いますので。

子育て支援課長:ありがとうございます。この部分も下の記述と少し影響が関わる部分もありますので、この部分も必要に応じて協議させていただきまして、必要であれば修正させていただきたいと存じます。

遠藤会長:ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

じゃあ、秋山委員、よろしく願いいたします。

秋山委員:区民委員の秋山です。ご説明ありがとうございました。私から3点質問させていただきます。

まず、2ページ目の妊娠・出産・子育てというところで、子育てのスタートはやっぱり妊娠なのかというところをあえてご質問させていただきます。その理由は、恐らく前回の子育て支援計画の変化点として、恐らく妊活が保険適用になっていたと思いますので、妊活というのは含めるべきなのか否かというところをちょっと議論、いろいろ意見あると思うのですけれども、これは決め事だと思いますが、定義としてどうかなというふうに思いまして、あえてこの質問をさせていただいた次第です。

2つ目が、その下の親子の健康のところですが、正しい知識を持つことも大事ですが、なかなか子育てに集中していると、なかなかそれを活かしたり、メンタルというところもあると思いますので、その辺のほか委員のコメントもありました増進というところにもあると思いますけれども、その辺のご考慮をいただけたらなというふうに思ったところです。それは意見になります。

3点目は、4ページの子どもの学びと経験のところですが、この文章を読みますと、もうICTとか情報通信で学び、経験をやりましょうというふうに捉えて、昨今、情報通信とか、私もその分野で仕事をしている1人ではあるのですけれども、そこに特化しているようにも捉える文章かなと思ったので、その意図が合っているかどうかをお聞きしたくご質問いたしました。

以上です。

子育て支援課長:ありがとうございます。

最初に、2ページ目のところですが、この最初の丸の妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援については、今回、子育て支援事業計画の中で、妊活に関する事業も掲載する予定でありますので、一応この子育てというところに関しては、妊娠からというところにお考えいただければというふうに思います。

また次に、増進の部分ですが、先ほど別の委員もおっしゃったとおりですが、この部分についても少し書き込みが必要だご意見を伺って思いました。

また、最後の4ページ目のICTの部分も、この文章だけ読むとそれだけに特化するというのは解釈されるということも改めて分かりましたので、この部分を少し、そういうことではないということは我々としては思っておりますので、その部分についてもそのようにはっきりと分かるような形で記述を修正したいと思います。

以上でございます。

秋山委員:ありがとうございます。

遠藤会長:ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

よろしく願いします。大坪様。

大坪委員:認可保育園父母の会父母連の大坪と申します。

2点ありまして、まず1点目が、P2の3点目の丸のところですが、情報発信の最適化というところで、広く周知されるように情報発信していこうというふうに記載があるのですが、できればこのニュアンスとして、発信して終わりではなくて、必要な人がそれを使えるようにするというところまでがゴールだと思うので、そういったところも加えていただけないかなと思いました。

もう一つが、P3の丸1点目のところですが、保育の質の向上と量の確保というところで、2段落目に、全ての保育施設において、安全で質の高い保育を提供できる体制を整備するというふうに記載があると思うのですが、ここの体制を整備というところに、施設の改築とか改修みたいなのところも入るのかというのをちょっとお伺いしたかったです。

というのも、P4のポチ1点目の子どもの学び・経験の機会充実というところには、その設備に関しての記述があったので、保育園も一部老朽化というか築年数がもう結構たっているものとかもあるので、その設備についてどうかというところをお伺いしたいです。

子育て支援課長:ありがとうございます。

最初に、情報発信の最適化ということですが、当然、届けておしまいではなくて、その後使っていただくということを我々としても目的ですので、その部分についても少し文章を考えたいと思います。

また、3ページ目の体制の整備というところは、委員おっしゃるとおり、改築、改修も含めたところのニュアンスでございますので、その部分は、この表現でいいかどうかについては、所管課とも協議をしまして参考させていただきたいと思います。ありがとうございます。

遠藤会長:ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

篠原委員:すみません、今、本当に気づいたことで申し訳ないのですが、先ほどのご説明だと、3ページ目の放課後の居場所づくりに関しては、小学生以上のところも含まれるということだったと思います。で、参考資料の2の41ページからのところが、いわゆる放課後の取組に関するところかと思ひまして眺めていたのですけれども、資料の1-1号に書いていただいたのは、簡単に言うと、育成室を充実させて、育成室の待機児童数を減らします。つまりは育成室でみんな過ごしてねということになっちゃうかと思ひます。だけれども、放課後の過ごさせたい場所、参考資料の2によると、育成室ばかりでもないなというところがあると思うので、例えば中学生になると、42ページのほうでは、緑がたくさんある公園や広場に遊んで集いたいというところもあるかと思うので、その辺もカバーした文章にできるととてもすてきかなと思いました。単純に意見です。

以上です。

遠藤会長:これはご要望ということですかね。

子育て支援課長:ご要望ということで、この部分についてもそごがないような形でしたいと思います。ありがとうございます。

遠藤会長:ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間の関係もございますので、もし高橋先生のほうで何かございましたらと思いますが、いかがでございましょうか。

高橋副会長：一言だけです。1点、5ページ目の4番、組織横断的な連携体制というところですけど、これ自体は必要なことなので、日本語もよく理解できるし、書くべき内容だと思うのですが、具体的に組織横断的な連携というのがどういうものなのかというのをやっぱり書いておかないと、読む側は多分ざっくりとしか分からないと思うのですね。これは行政の中のいろんな課同士が連携する。よく言われることですけども、子ども関係の部署だけではなくて、例えば道路の問題とか公園の問題とか、いろんな問題が絡んでくるので、そういう意味での組織連携というのも含んでいるのであれば、そういうのをもう出しちゃったほうが、区役所が全体として子どもを見ているというメッセージ性が高くなると思うので、ここもちょっと具体的に書くといいかなというのが、質問というよりは私の個人的な意見です。

以上です。

子育て支援課長：委員、ありがとうございます。この部分を具体的に落とし込むという形にすると、どこまで書くのかということもありますので、その部分を踏まえた上で協議をしたいと思います。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

それでは、時間の関係もございますので、次に資料1-2号についてご意見ございましたら、会場にいらっしゃる委員の皆様、そしてオンラインご出席の委員の皆様の順番でご発言をお願いしたいと思います。この1-2の内容につきまして、何かご質問、ご意見ございましたら。

よろしくお願いします。

原田委員：すみません。区民委員の原田でございます。

まず、数の見込みと量の見込みと確保方策というところで資料をお出しいただいて、必要十分な量を確保していくということをお示しいただいたということで、とても大事ななところだと思います。ありがたいなと思います。

一方で、結構空いているということがあるというのが若干気になるというか、大変もったいないのかなというふうに思ってしまうところでもあります。その一つとしては、空いているのであれば、他の施策に資源を回すということができるので、そういったことを考えるべきではないかというふうに思います。もう一つは、これは私が言うことではないかもしれませんが、民間事業者をお願いしているようなところ、例えば私立幼稚園や保育園であれば、契約されている人数によってお金が払われるのではないかと思いますので、事業者の経営に直接影響が生じてしまうのではないかということがとても気になるところです。そういったことを踏まえて、3点ほど指摘というかお願いをさせていただきたいなと思います。

まず1点目ですけど、資料1-2の別紙の1で、幼児期の教育・保育の量の見込みの確保方策のところですが、このA3の紙を見させていただくと、一番左の行、例えば令和7年度の1号の教育希望の部分を見ていただくと、ニーズ量の見込みが1,253人に対して、確保の数字を全部足すと1,953人ということで、700人余っているということで、これ50%以上バッファがあるということです。2号の子どもの3歳以上の保育の

必要性ありのほう、教育希望じゃないほうを見ても、3,164人に対して4,365人ということで、1,200人以上余っているということで、これも30%以上バッファがあるということかなと思っています。

ここの部分、必要十分な量を確保していくということは大切ですが、一方で余ってしまっているというふうにも見えてしまうので、この辺りどのように考えていらっしゃるのでしょうか。より具体的に申し上げますと、例えば増やしてきた私立保育園に対してじゃあやめてくださいというのが、仮に難しいのであれば、区立のほうの定員を一部絞って質の向上を図っていく、確保方策の部分で一生懸命定員を確保して余らせるよりは、質の向上のほうに振り向けるということもあるのではないかなというふうに思いましたので、そういった観点から1点目、ご質問させていただければと思います。

長くなって申し訳ないです。2点目ですが、一時預かり、8ページですけれど、こちらは多分見ていただくと、調査とこれまでの実績を踏まえて量の見込みを出されているのかなというふうに思います。一方で、8ページの一時預かりに関しては、1ページのところの冒頭で、こども誰でも通園制度については、量の見込みを追ってお示しますということをお知らせいただいているところですが、利用者層がかなり重なるのではないかなというふうに思います。特に定期利用のほうではなくて、一時利用のほうとかも含めると重なるのではないかなと思っています。ちょっと今、こども誰でも通園制度と一時預かりについてご指摘しましたけれども、どんどん増やしてきた事業の中で既存のものとはバッティングするみたいなことを加味して計画とか量の見込み、確保方策を考えたほうがよいのではないかなということをちょっと気づきました。特に今の点が気になったので、2点目ご指摘させていただければと思います。

最後、3点目、ショートステイに関してですが、多分総合福祉センターでやられているのを引き続きやられるというお話があるかなと思うのですが、計画の射程外かもしれませんが、見相が新しくできて、そこに一時保護所ができるということなのかなと思っています。それについては、機能は似ているのではないかなと思います。実際の設備とかできることは似ているのではないかなと思います。ショートステイ希望の子を一時保護所に入れる、ショートステイとして入れるというのは、もしかしたら何か様々あって難しいのかもしれませんが、一方で、ショートステイの枠も結構空いているように、この量の見込みと確保方策を見ると思いますので、総合福祉センターについて、例えば一時保護所がいっぱいのときにこちらに入れるとか、そういうような工夫とかもできるのではないかなということをちょっと思いました。3点目はご検討いただけたらということですが、以上になります。

遠藤会長:足立さん。

子ども施設担当課長:子ども施設担当課長の足立と申します。

まず、量の見込み、確保方策の2号認定の部分ですね。主に保育の部分につきまして、私からお答えさせていただきます。

2号認定についてバッファが1,201人というようなご指摘を頂戴しておりまして、まさしく、その部分については、私どもも量の確保と先ほど質の向上という両輪のお話をさせていただきましたが、まさに今その転換期というふうに認識しているところでございます。

地域の中で行きたい保育園に行くためには、ある程度バッファーがないと、なかなか難しいということはあるのですが、じゃあ30%もあっていいのかというご議論はあってしかるべきかと考えております。

定員の空きに対し、区といたしましては、定期利用保育、それから先ほどお話の中にもありました未就園児の定期預かり、そういった余裕活用型の事業を展開しながら、私立認可保育園の運営のほうの支援もしているという状況でございまして、おっしゃるとおり、ここの部分については、やはり今後質の向上に向けて事業展開をしていきたいというふうに考えているところでございます。

もう一つ、一時預かりにつきまして、私のほうからも簡単にお話しさせていただければと思います。

おっしゃるとおり、未就園児の定期預かりについては、今後、こども誰でも通園制度が開始した場合、定員をどのように確保していくか、ここら辺については、今後、検討課題となっております、その中で類似の事業との組合せができるのかどうか、そういったところも一つの視点と捉えているところでございます。

私からは以上です。

子ども家庭支援センター所長: 子ども家庭支援センターの大戸よりご説明させていただきます。

まず、ショートステイの空きとそれから一時保護所との兼ね合いということのご質問でございませけれども、ショートステイにつきましては、様々な理由、例えば就労や疾病等、原田委員、ご承知だと思いますが、そういった事由でのご利用につきましては、1日3名の枠であります。ただし、お子さんに例えば特性の強さとかそういったところがある場合には、3名同時に1日に利用することができないとか、あと兄弟でご利用されている方が、その兄弟も特性が強くて、1名枠ほかの方が入れられないといった形で、その部分での空きというのはどうしても出てきてしまっているのが実は現状でございませ。

そういった中で、できるだけこれまでのご利用されている方の傾向とか状況とか、親御さんのニーズを聞きながら、なるべく多くの方にご利用いただけるように、私ども申込みの時点からそういった寄り添い、話し合いながら進めているところでございませ。

学務課長: 学務課長の中川です。一時預かり事業のところでは少し補足をさせていただきますと、区立幼稚園等で実施している一時預かり事業については、在園児の方の預かりということになるので、こども誰でも通園制度ですと、主にどこにも在籍していなくて子育てに悩んでいるようなご家庭とか、そういった方がターゲットになってくるかなとは思っておりますので、その辺でうまく今後もすみ分けができればなという。年齢層のところもあると思いますので、そういったところも含めてすみ分けができればいいのではないかと考えているところでございませ。

児童相談所開設準備室長: 恐れ入ります。児童相談所開設準備室長の佐藤でございませ。

もう一点補足でございませ、先ほどのショートステイの利用と一時保護所の兼ね合いというようなところでは、今、子ども家庭支援センター所長から申し上げましたとおり、いわゆる地域の身近なサービスとしてのショートステイというところを使っ

ていただきながら、その中の悩みの程度というのは非常に様々あるかと思います。そのところで一時保護所に関する一時保護に関しましては、児童相談所の一時保護決定を踏まえて次の保護の段階へ向かうというところでございますので、ショートステイを利用された方で、そうした動きがあった場合には、そちらのほうのアセスメントの段階から、状況を踏まえて、区見相になったときにはしっかりと関わりながら、必要に応じて一時保護をしっかりと行っていくという形で考えてございます。

以上でございます。

遠藤会長:ありがとうございます。

幼児保育課長:1点目のご質問の区立保育園の定員のことについてですけれども、今の段階では明確なことを申し上げられないのですけれども、やはり待機児童対策で区立保育園も定員を引き上げてきた部分というのがございます。ただ、これだけ、数字だけを見ると、やはり空きが多少出てきている、全体で空きが出てきている部分がありますので、その辺り、今後見直していく余地はあるかなというところなんです。ただ、まだ、今もう、区立園定員、結構ぎりぎりまで入っているんで、そういったニーズがあるというところもあるので、いきなりじゃあ定員を下げますというのはなかなか言い切れない部分あるのですけれども、長期的にはそういった視点も必要かなというふうに考えております。

遠藤会長:ありがとうございます。

それでは、五十嵐委員でしたでしょうか。よろしく願いいたします。

五十嵐委員:小学校PTA連合会の明化小学校の五十嵐です。こちら、丁寧にまとめてくださっていてありがとうございます。

12ページの放課後児童健全育成事業の中でお聞きしたいのですけれども、こちらのニーズ量の見込みと確保方策、これだけ丁寧に数値を出していただけていますが、ほかのページは確保方策マイナスニーズ量という欄があるのですけれども、この12ページだけありません。

確保方策が低学年のほうの学年のほうしかなくて、こちら低学年の例えば7年度の2,168人ニーズに対して、確保方策2,420人、これを引き算しますと、確保方策引くニーズ量、低学年だけで252とちゃんとプラスの数字となっております。これを全部出しますと5年計画でプラスの数字になっておりまして、記載をしたらよいのではないかというご提案です。また、ニーズ量を低学年プラス高学年、例えば7年度のところを2,168人と599人を足しますと2,767人となるのですけれども、こちらで計算しますと、確保方策マイナスニーズ量ということで、2,420人から2,767人を引くので、マイナス347というマイナスの数字になってしまいます。

ただ、これ5年間分全部出しますと、マイナス347だったものがだんだん減りまして、11年度にはマイナス17まで、ほぼゼロに近いところまで、すごく頑張ってくださいしている現状を見せることができると思いますので、こちらマイナスなので記載をしなかったのか、低学年だけしか確保方策のほうに具体的な数を出していないので数値を書いていないのか、ちょっとご説明いただければありがたいですが、可能であれば、確保方策マイナスニーズ量の低学年のもの、それから確保方策マイナスニーズ量の低学年、高学年を足したものをお見せすると様子が分かってよろしいのではないかなと思いま

す。たとえマイナスだったとしても、それを隠すのではなくて、ちゃんとゼロに近づけていくというところを見せることができるのではないかなと思いました。

それから、細かい指摘で申し訳ないのですが、ニーズ量の見込みというのが低学年、高学年の欄のところ縦書きで表のところに入っていますが、ほかの部分は量の見込み(ニーズ量)になっておりますので、ここ記載がちょっと1点だけずれていますのでご指摘させていただきます。よろしく申し上げます。

遠藤会長:よろしくお願いいたします。

児童青少年課長:児童青少年課長、鈴木と申します。ご指摘ありがとうございます。

こちらの表、12ページの表ですけれども、基本的には低学年はご指摘のとおり育成室で、このイメージとしては、高学年は、放課後全児童向け事業アクティの利用でございいます。そういったものでこういった表にさせていただいているところでございいます。ちょっと見づらい部分ですとか、少しちょっと分かりづらい部分等は、事務局のほうと今後調整をしてまいりたいと思います。先ほどご指摘のずれについても、修正を図ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

遠藤会長:ありがとうございます。

それでは、ほかに。

秋山委員、よろしくお願いいたします。

秋山委員:区民委員の秋山です。ありがとうございます。私から二、三点あります。

まず一つが5ページ目の養育支援訪問、児童虐待の発生防止等に触れられているところですが、この確保方策を見ると、やはり実際発生してからケアするような回数なのかなというふうに捉えまして、何か発生予防とか、特に小学校とか保育園とかに行っていない方の予防というのはなかなか、行っている方は学校等で見つけやすいのかもしれないですけど、行っていない方々もちょっとケアというところの方針、方策があるとよいなと思いましたので、コメントさせていただきました。

2つ目が、隣の乳児家庭の全戸訪問。これも意見になりますけれども、4か月まで訪問というところで、そこから先のケアというところが、個別に子育てひろばとかそういうところに行かれる方はいいのしょうけれども、そういったケア、さっきの虐待もありますけれども、そういった継続的なフォローというのがあるといいんじゃないかなと思うまして、こちらコメントさせていただいた次第です。

最後3点目、ここの資料にないベビーシッターの件がちょっと気になってコメントいたしました。最初1ページに、実費費用に係る給付、補足給付事業を文章で取り組む方向性を記載しますというところに、もしかして該当するのかなと思いましたけれども、結構ニーズが高い利用者も多いものなのかなと思ひまして、こういった見込み等の数値があってもよいかなというふうに捉えまして、コメントいたしました。

また、病児保育で該当の地域がないというお話もありましたけれども、昨今、ベビーシッターでも病児を預かってくれるようなサービスもあるので、そういったところと併用することで、より質が高まるサービスもできるのではなからうかと思ひまして、コメントいたしました。以上3点です。

遠藤会長:それでは、3点、それぞれにつきましては何かご回答ございましたら、願ひします。

保健サービスセンター所長:保健サービスセンター所長、大塚でございます。この乳幼児家庭訪問事業の部分に関しましては、ご指摘いただいたとおり生後4か月までという形で、これ線引きさせてもらっておりますけれども、この後に検診という形で携わる部分がございます。こちら3歳までは一応携わることとなりますが、ただ、ご指摘をいただいた1歳児になるまでの間、やはり育児に対してご不安を抱えるお母さん方がいるというのも我々は認識しているところであります。そういった方々に対して、地区担当保健師の部分がどこまで踏み込めるかという部分を今検討している段階でございます。

遠藤会長:ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

子ども家庭支援センター所長:子ども家庭支援センターの大戸でございます。ご質問の内容をもう一度ご確認させていただきたいのですが、5ページでしたか。

秋山委員:質問の意図は、ベビーシッターが入っていないのですけれどもというところが大きなポイントで、1ページに実費に関わる場所は文書で記載しますという理由で入っていないのかなというふうに思ったのですけれども、ポイントはベビーシッターも結構こういったニーズが高まるので、こういったニーズ量と、そういうのを記載されたほうがいいのではないかという意見をさせていただいた次第です。

子ども家庭支援センター所長:ありがとうございます。この点につきましては、全体の中でご意見として伺って、後ほど中で協議していきたいというふうに思っております。

子ども施策推進担当課長:子ども施策推進担当課長の富沢です。よろしく願います。

ベビーシッターの件ですけれども、今回列举しているものは、地域子ども・子育て支援事業について挙がっているもので、ベビーシッターは、今回、直接この中に取り上げない整理となります。ただ、私どもの事業としてもニーズも多いところでもございますので、重要な論点としてしっかりと捉えた上で、事業を進めていく中で生かしていきたいと思っております。

秋山委員:ありがとうございます。

遠藤会長:それと児童虐待もございましたか。予防ということに関して何かもしご回答がございましたら。学校等に通っていないようなお子さんに対するケアというようなことについてご指摘をいただいたかと思っておりますけれども。もし何かお考えがありましたら、あるいは今後、検討ということであれば、そういった旨、お知らせいただければと思っております。

子ども家庭支援センター所長:大変申し訳ございませんでした。子ども家庭支援センターの大戸でございます。

予防的などところで言いますと、この項目の中では、実際に要支援の家庭、子どもに対して、家庭支援ヘルパー派遣というものを行っております、そういった家事などの支援を行う中で、早期発見、それから虐待発生予防と発生時の対応について、迅速、的確に行っているところでございます。そういった中で、予防的支援の要素は十分に取り入れて行っているところでございます。

遠藤会長:ありがとうございます。それでは、河合委員、よろしく願います。

河合委員:区民委員の河合でございます。私からは、自分も提供会員をしているファミリーサポートセンターの事業のニーズ量に関して質問したいと思います。質問というか、

意見に近いのですけれども、7ページ目の見込み方策の中では、コロナ前の5年間に
対する数字を見て、この数字を算出されたとされています。実は私、前回から気になっ
ていまして、こちらの参考資料2の41ページの中で、親御さんたちに小学校の放課後
を過ごさせたい場所、何とファミリー・サポート・センター0.0といったような回答が幾つ
か見られると同時に、参考資料3のこちらの横長の資料の中では、ファミリー・サポ
ート・センターは令和元年のときは1,700人いたのですけれども、コロナが明けてから激
減していまして、185人という利用実績で、これはもしかしたら何かすごい異変が生じ
ているのではないかというふうに思った次第です。ですので、数字の見込みとしては、
前の数字を使っていたいただいて構わないのかもしれないですが、この数字がかなり減っ
ていて、かつニーズ調査においてもあまり意識されていないというところに関して、ど
なたかご知見というか、理由をお持ちだったら教えていただきたいです。

以上です。

遠藤会長: よろしくお願ひします。

子ども施策推進担当課長: 子ども施策推進担当課長の富沢です。ファミリー・サポ
ート・センターの活動の総数でいきますと、コロナ前まで、多いところで8,000近くあつたの
が、コロナ期に3,000台に落ちていて、その後、令和4年、5年と、4,000台、5,000
台と回復しているというデータがございます。

それから、小学生に対しての支援に関しては、コロナ前が、多いところで2,500、
1,500から2,000あたりを推移していまして、コロナのときの2年、3年は約800件、
約1,100件で、その後、4年、5年は約1,300件、約1,700件で、特に5年に関しては、
コロナ前に近い数字にもどってきています。また、この制度は、マッチングが成立するこ
とが前提としており、これから先の5年間に当たっては、コロナ前の数字で見立ててい
くのが妥当であると考えまして、特に令和2年、3年は大分低い数字が出ていますの
で、そこを外すような形で推計を立てたところです。

説明は以上でございます。

河合委員: ありがとうございます。参考資料3の読み方が分かっていなかったのかもしれ
ませんが、今のように数千の数字が出ているということでしたら安心しました。あり
がとうございます。

子ども施策推進担当課長: 子供施策推進担当課長です。

参考資料3ですが、現行の捉え方では、預かりに限定しており、ニーズ量と確保方策
も小さいものだったのですが、実際、ファミリー・サポート・センターの活動の中身は、
多くが送迎ですので、次期は、送迎も含めた全ての活動についてのニーズ量等を見
ていく方向に変え、参考資料3は、過去の実績を述べて挙げているので、送迎が入っ
ていない小さい数字でございます。説明不足で申し訳なかったのですが数字に差が
出ています。

遠藤会長: ありがとうございます。それでは、時間の関係でお願ひします、ということで。

塚本委員: 特別支援学級連絡協議会の塚本です。今、河合委員が指摘されましたファ
ミリー・サポート・センター事業に関し1点と、全般に関しでお伺いできればと思います。
ファミリー・サポート・センター事業ですが、過去何年か問合せをしても同じご回
答ですが、小学生以下の子どもがいる場合はそのお子さんがいる時間は提供会員と

して活動できないということになっています。ただ、お隣の台東区では可能です。また、複数の家庭の預かりも可能です。ですので、子どもたちの放課後の居場所、もしくは遅くまで親御さんが帰ってこられないお子さんを預かるような、第三の居場所の延長のような形で友人も活用しているとのこと。ただ、そういったニーズが文京区でもあるということをお伝えしても、安全上の問題で提供できないと。

私の子どもが未就学の頃に依頼会員として登録したのですが、娘にやや多動傾向がありましたので、提供会員も足りていないこととお年を召した提供会員が多いので非常にマッチングが難しいのではないかというお話しをいただき、利用申請を諦めました。

現在その娘は小学4年生で、非常に面倒見がいい子です。また、私も子どもを育てる過程で保育士の資格を取りました。そういったこともあるので、送迎などにおいてもご老人の方より安全上の問題があるとは思えないこと、また特性のあるお子さんの預かりに関しても受け入れられるケースが増えるのではないかとということもお伝えしたのですが、やはり「安全性の問題で」、と同じご返答でした。私の周りでもニーズはあるのですが、現行の文京区のやり方では使えないという話を多くお聞きします。ですので、ニーズ調査ももちろん必要ですが、できたらお隣の台東区でできているのであれば、そのような運用のメリット、デメリットなども検討していただき、もっと文京区においてよりよく活用できる形に変えていただき、その上でニーズを調査していただけたら大変助かります。

また、ファミリー・サポート事業だけではなく全般においてですが、支援が必要なお子さんをお持ちの親御さんは、そもそもそういったヘルプを求めることをちゅうちょしてしまいがちです。周囲にも理解していただきにくいこともありますので、できたら様々な特性のあるお子さんたちの理解が深まるような形で事業を広めていただき、ニーズにも応えていただけましたら大変に助かります。先ほどもやはりショートステイでハンデをお持ちのお子さんがいらっしゃると受入れ可能人数が減ってしまうというお話しもありましたが、それは施設のスペースの問題なのか人員の問題なのか分かりませんが、実際、預けたくてもなかなか預けられない親御さんもいらっしゃいますので、またご検討いただければと思います。

あと1点、前半の議題に戻ってしまいますが、「親子の健康確保及び増進」のところですが、文京区の中でも相当発達の問題を抱えるお子さんたちが増えておりますので、「発達」など、何かしらそういった言葉も入れていただければと思います。

子どもの幸せ、子を育てる親の幸せのためにも、特別な支援が必要なお子さんたちのニーズも汲み取っていただき、事業や条例に反映をしていただけたら、と。意見というよりもお願いになってしまいましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

遠藤会長:もし答えられることがございましたら、簡潔によろしくお願いいたします。

子ども施策推進担当課長:子ども施策推進担当課長、富沢です。ファミリーサポートセンター事業についてですが、これあくまで依頼会員さんと提供会員さんのマッチングの中で成立していく事業ではございますので、これまでの社会福祉協議会での蓄積の考え方の中で今のルールが出来上がっているところもあろうかと思いますが、他区での状況というのも確認しながら、よりよい形というのはどんなものなのか常に考えてい

きたいと思います。

また、お子さんがいる場合は、もし自分のお子様に関わったときに手が離せなくなってしまったりとかも踏まえての今の運用はあるのかなと推測するところですが、社会福祉協議会と協議しまして、常によりよい形が実現できるように検討してまいります。

遠藤会長:ぜひ準備をしていただければと思います。それでは時間の関係もございまして、2つ目の議題、(仮称)こどもの権利に関する条例の制定についてに移ってまいりたいと思います。

資料は2-1号から2-3号までであります。(仮称)こどもの権利に関する条例の制定につきまして、富沢子ども施策推進担当課長よりご説明していただければと思います。よろしくお願いいたします。

子ども施策推進担当課長:子ども施策推進担当課長の富沢です。引き続きよろしくお願いいたします。

今回は、こどもの権利に関する条例につきまして、意識調査をまとめてきましたので、そちらの話メインにさしあげたいと思っております。資料2-2を先にご覧いただきまして、前回皆さんにご議論いただきました骨子案につきまして、名前も新たにこどもの権利に関する条例の基本的な考え方(骨子)として、お持ちしています。前回のご指摘を受けて直したところだけご説明さしあげます。

ページをおめくりいただいて3ページ目の9番目の下線のところですがけれども、「区及び育ち学ぶ施設は、意思表示の方法が非言語コミュニケーションを含め多様であることを考慮し、こどもの意思を酌み取り、必要に応じてこどもの意見等を代弁するよう努めること。」と表現を改めています。

続きまして、4ページ目をお開きください。

11番と12番のところですがけれども、前回のご議論の中で、休むというところが大切なキーワードだというご指摘がございました。これを踏まえまして、11番、12番のまず順番を入れ替えました。11番のほうはこどもの居場所づくりという中で、「こどもが遊び、学びその他の活動をするとともに、ゆったりと安心して休むために必要な居場所づくりに努めること」と改め、休むという言葉をしっかりに入れてございます。

また、12番のところは、直す前は、前は「学びの環境づくり」という言葉であったのですが、学びだけではなくて、もっと広がりを持つような意味合いとして、「育ちと学びの環境づくり」と直し、文の最後のほうも、「こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めること」と修正しています。

前回から変更したところは以上となっております。

骨子につきましても、引き続き、検討は続けてまいりたいところでます。本日は資料第2-1号のほうをご覧いただきまして、意識調査の中身をご説明させていただきたいと思っております。資料2-1をご覧ください。

2番のところですが、(1)から(4)まで、小学校1~3、小学校4~6、中高生それから大人と、4つに分けてアンケートを取っていきます。(1)から(3)につきましては、QRコードを掲載したはがきをお子様宛てに送付いたします。それが届きましたら、そちらのQRコードを読み取り、それぞれのアンケートに進み、答えていただくものです。

(4)の大人に関しましては、個別に送付はせず、区報とかホームページ、SNS、区掲

示板で周知します。また、QRコードを掲載したチラシも区施設等に置きますので、そこから入り、お答えいただきます。未就学の児童の方には、お子様宛てにはがきを送り、保護者の方に大人向けの（4）のアンケートを答えていただきます。WEBアンケートという形を取っているのですが、未就学のお子さんご本人に答えていただくのは難しいですが、そのお子様の一番近くで過ごしていらっしゃる大人の方にぜひお答えいただきたいと、こういった形を取ります。

また、アンケートはその4種類に分かれますので、特に小学校向けのものに関しては、年齢に配慮した表現にしていきます。

実施時期は、今年の10月の初旬から11月の初旬を考えてございます。その後、12月までの間で分析を行いまして、1月の子ども・子育て会議で調査結果の報告をいたします。また、そこでいただいたご意見も踏まえまして、2月に作成する素案に反映したいと思っております。今回WEBアンケートという形を取りますので、なかなかそこだけではお答えいただくのが難しいという場面もございますので、その他といたしまして、乳幼児や障害のある方等につきましては、個別に対面形式のヒアリング調査を行う予定でございます。

それでは実際にアンケートの中身をご覧いただきたいと思っております。

まず、大人向けのアンケートをもとにご説明いたします。まず年齢とか家族関係それから、Q2-1で、日頃お子さんの気持ちを受け止めていますかと質問をしております。その後、Q3で、こどもの権利を知っているかどうかを聞いております。回答としては、内容までしっかり知っているのか、言葉だけ知っているのか、知らないのかでお答えいただきます。

次の問では、こどもの権利だと思っているものを選んでいただく設問です。ここに並んでいる16項目は骨子の案で、こどもの権利の種類としてお示したものを全て並べています。

Q5では、日々の生活の中で守られていると感じるこどもの権利を挙げていただきます。こちらもこどもの権利の種類16種類を挙げてございます。4番と5番を通じまして、こどもの権利としてどういう種類のものが認知されているのかということと、どういったものがしっかり守られているのか、逆に言うと守られていないものはどんなところにあるのか、そういったものを図っていききたいというものでございます。

次に、Q6としては、こどもの権利と聞いて、思い浮かべるイメージを教えてくださいということでございます。このイメージのほうも選択肢を見ていただきますと、上のほうは我々が訴えかけているようなものですが、下のほうは必ずしも正しいイメージなのかなというようなものを載せています。区民の皆様のこどもの権利のイメージが現状どのような状態にあるのかというのを測っていきます。

Q7は、相談窓口について知っているものがあるかどうか。こちらは昨年行いました意向調査のときと同じところを聞いています。

その次、Q8ですけれども、こちらは大人だけに設けているものです。こちらはアンケートを通じて、こどもの権利について考える場面を持っていただきたい数学的な集計を取るというよりかは、答えるところで立ち止まって考えてほしいというメッセージを込めた設問になっています。こどもと関わる具体的な場面を想像していただいて、今後、ど

のようなことを意識して子どもと関わりたいと思うかというのを聞いています。

この選択肢の中には、2番目ですけれども、子どもの最善の利益という考え方も入れていますので、この選択肢に触れていただくことで、子どもの権利について学ぶきっかけにさせていただくものでございます。

設問の最後は、自由意見を書き添えていただくところです。また、このアンケートと同時期に、先ほどご紹介しました骨子案も公表していきますので、それについての自由意見も併せてここで挙げていただければと思います。自由意見につきましては、お送りするはがきやチラシのQRコードから読んでいただき、区のホームページに掲載している骨子の案を見ていただくことを想定しています。これが大人向けのアンケートの説明です。

引き続き、今度は中高生向けのものです。こちらは学年とか家族構成を聞きます。その後、Q3であなたは自分のことが好きですかと自己肯定感を推しはかるような設問を置いています。

Q4は、他人のことをありのままに認めていますかと、他社肯定感を把握したいと考えています。

Q5では、子どもの権利を知っていますかという大人と同じ設問です。この後、大人と同じ設問が続きます。

Q6では、子どもの権利だと思っているものを挙げていただく、7では守られている子どもの権利がどれかというものを聞く設問です。

8番は相談窓口について聞いています。

Q9では、自由意見で、様々なご意見、ご要望、それから子どもの権利という考え方に期待することなども聞かせていただいて、その中から言葉を拾って、条例案に生かしていきたいと考えています。

続きまして、小学校のほうですけれども、小学校に関しては、中高生の中身を年齢に合うような形で、より分かりやすくしたものです。

まず、4年生から6年生に関しては、難しい漢字とかは使わないような形で、より分かりやすい言葉で、先ほどの中高生向けのものを書き直したものです。

中身としては同じものを載せております。

それから、その先、9ページですけれども、小学1～3年生に関しては、もっと分かりやすく、平仮名表記にして、特に6番の権利の部分も、なるべく分かりやすい表現に直して、列挙しています。

このような形で4種類のアンケート調査を実施していきたいと考えています。

スケジュールにつきましては、資料2-3をご覧ください。9月に骨子を公開します。その後、Webアンケートを10月、11月に実施します。その先、アンケートの結果をもとに2月の素案にたどり着くというのが今年度の大きな流れです。

このスケジュールで、子ども月間が9月から11月までのところに囲っていますが、ここに関連しまして、お手元にお配りしている別の資料をご覧くださいなのですが、「文の京子ども月間」事業についてという縦の表になっているものです。子ども月間につきましても、区の様々な課で行っている事業の中で、関連の深いところに協力いただけたところを調整しました。この紙面の左下のところにメガホンみたいマークがあると思うのですが、こちらが子ども月間のロゴマークとして今回作成して、使っていくものです。

このメガホンの上のところに表があります。この11個の事業に関しましては、ロゴマークをその事業のポスターとかチラシに掲載していただきます。また、それぞれ会場でこどもの権利に関してのパネルを掲示させていただきつつ、会場が許すのであれば、シールアンケートのような形で、こどもの権利を知っていますかとか、をその場で皆さんにアンケートを取りながら、コミュニケーションもさせていただくことを考えています。

また、イベントによっては、こども月間と名乗るのがちょっとなかなか事業の中身として、そこまではないよというのがありますので、裏側に27個の事業が表になって並んでいるのですけれども、こちらの事業に関してはこども月間という冠はつけないのですけれども、我々がつくるチラシとかを置かせていただくような形協力いただきます。

そのこども月間の最初の事業が9月1日、私どもで行います子育てフェスティバルです。そのチラシを今日カラーでお持ちしております。こちらは保育園とか児童館とか図書館とかが様々な出し物をしたり、主に未就学児向けですけれども、そういった事業を毎年やっているものです。それで、その中の、実はここにもロゴマークが入ってまして、子育てフェスティバルというタイトルの漢字の子の下のところに小さくメガホンマークがあるのですが、これがロゴマークの現物でございます。我々のところは、4階会議室A・Bというところですが、真ん中ぐらい、左のところにこどもの権利に関するパネル展示とありますので、ぜひ当日、9月1日、お越しいただきましたらお寄りいただければと思います。こちらが全体のアンケートの回収場所となっております。協賛品がもらえる部屋になっていきますので、皆さんいらっしゃる部屋だと思っておりますので、そちらでお待ちしていますので、ぜひ私どものパネルと、シールアンケートのほうにもご協力いただければありがたいと思います。

それからすみません、さっき説明していなかったのですが、先ほどの表のほうに戻っていただきまして、今回、この私どもの動きをやっていく中で、スローガンをつくりたいなと思って、これ実は職員の中から公募してつくったものですが、そのスローガンを絵にしたものがこのメガホンマークの隣にあるハートマークに赤ちゃんがのぞいているようなマークを今回、私どもが活動していく中で掲げていくものとなってございます。知ろう！守ろう！こどもの権利ということで、これを今後の活動の中では打ち出しまして進めていきたいと思ってございます。8月20日にこども月間と子育てフェスティバルについての区報の特別号を出すのですが、その裏側のところで、こどもの権利についても特集を組んでおります。そのこのページのところにこの赤ちゃんマークがついていますので、8月20日に特集号で発行いたしますので、ぜひそちらもご覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今回は、主にはこのアンケートについてご意見をいただければ非常にありがたいと思います。また、骨子案についても、まだまだご意見をいただければと思います。そういったところを中心にご議論いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

遠藤会長:ご説明ありがとうございました。ただいまこどもの権利に関する条例の制定について詳しく説明していただいたわけですが、ただいまの内容につきまして、本日、特別にご出席いただいております杉本様、田島様、安藤様、磯崎様から順にご意見などを頂戴できればというふうに考えております。

それでは、初めに杉本様、よろしくお願ひいたします。

杉本校長:小学校校長会の杉本です。今、2-1のことだけでよろしいですか。

遠藤会長:基本的には、今、ご説明いただいたこと全般についてということでもよろしくお願ひします。

杉本校長:まず、2-1の意識調査の件について、あなたは何年生ですかとかという、初め聞くところがありますけれども、その後に生年月日を書いてありますが、子どもによっては、例えば早く生まれてきたために学年を一つ下げているとか、そういうことがあったりして、どちらを、学年を選ぶのか、この期間を選ぶのか、どちらか迷ってしまう子どもももしかしたらいるかもしれませんので、学年だけだったら学年にしたほうがよいかなと思います。

それから、アンケートのことですが、私は小学校の校長なので、特に小学校の高学年、4年から6年向けのところを見ていますと、8ページのQ7というところで、あなたのまわりで守られていると感じるこどもの権利というのがありますが、この守られているというのが、大人によって守られているのか、子どもに、友達がみんな守っているよというふうに捉えるのかによって変わってきってしまうので、例えばこの内容が大人によって私たちが守られているということであれば、そういうふうに書いていただいたほうがよいかなと思います。その中に、上から4つ目に、遊び、学び、休むというのものもあることについても、例えば、遊び、学び、休めるようになっているとか、そういうふうに大人によって私たちが守られているよというふうにする表記にするとか、そこら辺、子どもが答えやすいようにしていただければありがたいです。

1年生から3年生の9ページのほうですが、平仮名でずっと書いてあると、小学生って、1年生とかはどこで区切ればいいのか分かりづらいので、点を打ったり、スペースを空けたり、そんなふうにしていただくとありがたいと思います。

1年生から3年生のQ7のところ、最後のページですけれども、10ページ、あなたやおともだちが、できているとおもうものを、すべておしえてくださいと書いてありますが、これは私はできているんだけど、お友達はできていないとか、そういうものというのは結構あるんですね。ですから、どちらかに絞るのか、それとも別項目で立てるのか、そこら辺によって答え方が変わってきってしまうと思うので、アンケートについてはそんなことを思いました。

以上です。

遠藤会長:ありがとうございます。もし何かご回答があれば、手短かにお願いできますか。

子ども施策推進担当課長:ありがとうございました。先ほどの守られているところで大人向けのほうでいきますと、日々の生活の中でという表現をしているところですが、特に我々の意図としては、大人が、子どもがという、両方あるのかなと思っています。大人がいることで守られるところもあるのですけれども、子ども同士の関係というのも当然あるので、例えば、たたかれたりひどいことを言われたりしないというのは、子ども同士の間でも成り立つ話だと思うので、我々の意図としては、どちらかに絞っているというわけではないので、読んでいる方の感じ方で、何を想像するかは差が出てしまうところではあるのかもしれないのですが、こどもの権利自体が大人との関係、子どもとの関係、様々な場面で構成されるところでもあるので、どちらかに純化ということではなく

てもいいのかなと考えています。

あと、それと同じような形では、あなたとお友達というの、身近で守られているものがあるかどうかというところなので、そこも、その答える人によってももしかしたら少し想像する場面が違う部分が出てしまうのかもしれない。なかなかこの少ない言葉の中で聞き出すというところになると、なかなかそこが狙いどおりにいかない部分もあるので、今のところでは、こちらも含めて答えていただきたいと思っていました。

あまり答えになっていないかもしれないですが。すみません。

遠藤会長:引き続きご検討いただければと思います。

それでは、田島様、ご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

田島校長:中学校の校長会の代表として参加させていただいております第一中学校校長の田島です。

今、話があった内容と似ているのですが、4ページの中学生・高校生向けというところですけども、あなたの学年を教えてくださいなのですが、今、外国の方、特に中国籍の方が途中から転入してくるということが多くあります。そうすると、中国だけではないのですが、日本語が分からないということ、それから外国のほうの学生というのですか、それがこちらと違いますので、例えば高1だとしても中学校3年間の学習が全部終わっていないという子もおりまして、一つ学年を下げて入ってくるというようなことが結構あります。2学年下げるといようなことは文京区としては今は認めていないということなのですが、1学年下げるといようなお子さんが結構多くおります。中3だけれども中2で入ってくるとか。そういった場合、この学年をどちらで、先ほどのお話と同じですけども、どういうふうに選んだらいいのかなというところが一つあります。

あと、前回のこの会議の中でも話題になりましたけれども、文京区の特徴まではいかなくてもですけども、言葉はとてよくないのですが、教育虐待といったら変ですけども、親御さんの期待が非常に高く、それに応えられない子どもたちが非常に心を病んでいるというようなことが現場では本当に多いなというふうに思っております。そういうことを踏まえて、この5ページのQ6の自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されることというのは非常にいい内容だなというふうには思っています。子どもの心が守られるとか、過剰な期待によって病んでいかにいようにできる。それをSOSとして、こういうのを守ってほしい、自分の考えとか学力とかもそれ、ちゃんと認めてほしいというようなことが、子どもが声を出せるというか、そういうのが表明できるアンケートになっていくといいなというふうに現場にいてすごく思います。

特にQ7のところ、ゆったりと安心できる場所で休めること、これも前回、休めるところという言葉が、子どもがゆったりできるというのがあったらいいなというのが出たと思うのですが、そういう意味でも、実際に文京区の子どものたちの実態に合って、それが出てくるような、表に出てくるようなアンケートだとすごくいいなと、本当にこれが子どもの権利を守っていくことにつながるのではないかなというふうに思っています。

すみません、アンケートとちょっと違うのですが、どうしても言いたいことがあるので言わせていただきます。

今、教員の質を確保するのがすごく大変です。先日というか、昨日ですけども、教員の一次の選考の結果が出ました。いろいろな倍率とか出ていますけれども、やはり

文京区として教員だけではなく、小さい子どもたちに関わる方とか育成室の方、幼稚園、保育園の先生、保育士さん、中学校、小学校の先生たちもそうですけれども、質を確保していくというのがすごく大事なことだと思います。子どもを守っていくという上で、そういう施策も含めて今後進めていただいて、サポートしていただけるとありがたいなど。

あと、親子というのが出てきましたけれども、親御さんも非常に悩んでおります。ですから、親御さんを助けてあげるという意味でも、学校のカウンセラーの充実であるとか、親御さんがそっと学校に面談の帰りにちょっとカウンセラー室に寄れるとか、そういうサポートも大事なのではないかなというふうには現場にいて思います。

すみません、よろしくお願いいたします。

遠藤会長:ありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。

子ども施策推進担当課長:学年のところですけども、先ほどもご質問いただいたところだったのですが、小学生に関しては単純に何年生という書き方にとどめていますけれども、中高生に関して、高校生の場合は高校何年生相当という表現をされていて、必ずしも高校に通っていらっしゃらない方もいらっしゃるのかなというのもあったので、年齢のほうで今書いているような、併せて書いているようなところはございます。ただ、先ほどおっしゃっていただいたような、そういった形で年齢と学年がずれるような場面もあるということを今教えていただきましたので、ここの表現はもう一度検討してみたいと思います。ありがとうございます。

遠藤会長:ありがとうございます。それでは、安藤様よりご意見頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

安藤弁護士:弁護士の安藤です。よろしくお願いいたします。

まず、調査対象者のところですけども、このこどもの権利に関する条例の対象者として、育ち学ぶ施設の方々への条例もあったと思うので、ここに保育園だとか幼稚園、学校の先生方にアンケートを取るというのは一つ考えられるかなと思いましたが、ご検討いただければと思います。

併せて、先ほどもライフワークバランスの話が出たと思うのですけれども、事業者の方に対してもこういうふうな、こどもの権利に関する条例ができるんだよという周知も含めて事業者の方へもアンケートということも考えていただければなと思いました。

それから、アンケート全般について、子どもの定義を書いたほうが分かりやすいかなと思ったので、つまり何歳だとか、これらの人と等しく権利を認めることが適当な人という、条例上はそういうふうになる予定なので、その辺りを分かりやすく表現してあげると答えやすいのかなと思いました。

それから、大人向けのほうのアンケートで、Q4の遊び、学び、休むこと、これは各年代のアンケートに共通しているのですけれども、分かりやすく遊びたいときに遊び、学びたいときに学び、休みたいときに休む権利みたいなことをすると、先ほどからおっしゃっているところも答えやすいのかな、権利の中身として想像しやすいのかなというふうにも思いましたので、ご検討ください。

それから、大人向けのアンケートのQ5のところ、ここも共通しているところですけども、表題部分で日々の生活の中で守られていることというふうに聞いているのですけ

れども、私は逆に守られていないと感じるといったところの逆の方向での問いがより文京区に住んでいらっしゃる皆さんが大事にしたいと考えている、あるいは目の前でもしかしたらそういうじくじたる思いをしている人の気持ちをより拾える質問になるのかなと思いました。ここも先ほど杉本先生がおっしゃっていたように、誰から守られているとか、誰の権利がというところもあるとは思いますが、ちょっとその表現を変えることで工夫できるのかなというふうに思いました。

特に今こうするという回答は不要だと思いますので、検討いただければと思います。以上です。

遠藤会長: それではご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、磯崎様のほうからご意見頂戴できればと思います。

磯崎弁護士: 弁護士の磯崎です。詳しいご説明、ありがとうございます。

まず、アンケートのところですが、中学生・高校生向けのところで、Q4、あなたは他の人のことをありのままに認めていますかという質問があるのですが、これは答えにくいといいますが、ありのままというのが、この人はもしかしたら裏があるのではないかというようにうがった見方はしないで、ありのままに認めているのかということを知っているのか、それとも何かほかの意図があってこのように聞いているのかがよく分かりませんでした。もしかしたらありのままに認めるというのがいいという、何かそのように考えさせる場面を設けるだけのメッセージ性のある質問なのかもしれないのですが、ちょっとこのところは答えるのが難しいと思いました。

それと、小学校4～6年生向けのところにも似ている質問がありまして、Q4あなたはお友達のことを大事にしていますかという質問ですが、これは人によって、このお友達とは仲がいいので大事にしているんだけど、それ以外の、グループが違うお友達とは仲が悪いので大事にはしていないというように人によって違うかもしれないので、この言葉だけだと答えにくいかなというように思いました。もしかしたらメッセージ性、こういうようにお友達のことを大事にしろというようにメッセージを送るための質問なのかもしれないと思ったのですが、このところは答えにくいと思いました。

それと、前回、私の宿題だった保護者の義務についての規定の文言についてですが、いろいろ調べましたところ、最近の憲法の議論とか、こども法という新しいジャンルができているところから考えたり、また義務と規定したとしても、それはその法律上の義務ではなくて、精神的な理念を求めるものというふうに考えれば、このように権利を保障する主語を保護者にして書いても問題ないような思えたのですが、ただ、こども基本法の7条には、国民は基本理念にのっとりこども施策について関心と理解を深めるとともに、国または地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとするとして書いてありまして、要するに国民である保護者に対しては、理解と関心を深めること、それと施策に協力するよう努力義務を規定しているにすぎないので、そこから考えますと、やはり保護者がこどもの権利を保障するよう努めるという文言はやや行き過ぎなのかなというように思いました。例えば北区では令和6年4月に条例を制定したようですが、そちらでは保護者は子どもの年齢、成長に応じた権利が保障されるよう努めるものとし、こどもの権利が保障されることを親がサポートするような、何かそういうようなイメージの文言になっていたり、あとちょっと古

いのですけれども、目黒区の平成17年の規定では、保護者はこどもの権利を尊重しという文言になっていますし、他県ですけれども、岡山の鏡野町では、令和5年12月に制定されたものですが、保護者はこどもの権利が守られるよう努めるものとするというような文言になっておりますので、これらのような文言の方が無難かなと思いました。

それと、前回気がつかなくて申し訳なかったのですけれども、今回改めてこちらの資料2-2号の3ページ、4ページのところを拝見しましたところ、14の虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止のところ、4行目から、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は云々と書いてありまして、関係機関と連携し、必要な支援を行うことというように書いてあるのですけれども、ここに書いてある主語のうち、例えば保護者、区民が必要な支援を行うというのは行き過ぎなのかなというように思いました。例えば、最近制定された北区を参考にしますと、区はというように主語は区になっていました。

それとちょっと戻りますが、資料2-2号の3ページの10のところですね。こどもが安全・安心に過ごすことができる環境づくりに関してですが、ここの安全・安心に過ごすことができる環境というのが、具体的にどういうものなのかというのとは分らなかったのですが、例えば北区の同じところを参照してみましたところ、やはり区はというように主語が区になっていて、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、この安全・安心に過ごすことができる環境づくりということについては、主語になっていなかったのです。なので、具体的にどういう環境づくりをイメージしているのかが分らなかったのですけれども、もし保護者や区民が環境づくりをしようと思ってもできないような環境であれば、主語から保護者、区民を除いたほうがいいのかというように思いました。

それと、すぐ戻る話で申し訳ないのですけれども、今回の資料第1-1号の4ページに3の子どもの生きる力・豊かな心の育成というタイトルのページがありますが、少し戻って1、2のところを見ますと、例えば1は成長の支援、2はサービスの提供、3が先ほどのところで、4が体制の充実、5がまちづくりの推進となっていて、恐らくこれは区がこういうことをしますよというように、支援の内容を具体的に書かれているように思ったのですけれども、3だけ何か違う観点から書いてあるような気がしていて、例えばここは、例えばですけれども、学びの環境の確保とか、環境の支援とか、活動の支援というような感じで、区が何をするのかというところからアプローチして書くほうが何となくすっきりするのかなというように思ったのですけれども、恐らく意図としては、3に書いてあることをすると子どもの生きる力や豊かな心の育成に結びつくということで、この3のタイトルの文言になったのかなというように思ったのですけれども、ここのところが気になりました。

以上です。

遠藤会長:多岐にわたって貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

時間の関係もございまして、もし富沢課長のほうから何か特に今回ご回答ございましたら。

子ども施策推進担当課長:いや、いただいたものを検討させていただいて、また次のところでお見せできればと思いますので、よろしく願いいたします。

遠藤会長:はい、ありがとうございます。まだまだもしかしたらご意見おありかと思いますが、もう一つ議題があるという状況でございまして、もう時間が既に予定の時間になり

つつあるという状況ですので、3つ目の議題のほうに移らせていただきたいと思います。

3つ目の議題、子育て支援計画(令和2年度～6年度)の進捗状況について、移ってまいりたいと思います。資料は第3号となります。

こちらは現在の子育て支援計画について、進行管理の対象となっている事業の令和5年度の実績についてご説明をいただきまして、計画の進行管理を行うものでございます。

それでは、篠原子育て支援課長よりご説明をお願いいたします。

子育て支援課長:では、お手元の資料第3号をご覧ください。

手短にご説明させていただきます。

現時点の計画の進捗状況をお示ししてございますが、ポイントだけおつかみして、ご説明いたします。

1ページ目の1のより良い子育てを支える取組の(3)認定こども園化についての記述をここに書いてございますので、ご覧いただければと存じます。

また、2ページ目の中段から、放課後の居場所づくりというところで、育成室や放課後全児童向け事業等の記述をしてございますので、こちらについてもご確認をお願いいたします。

続いて、少しおめくりいただいて、4ページ目の2、子どもの生きる力・豊かな心の育成というところでは、教育環境等の整備につきまして、学校施設等の改築等の記述をしてございます。

また、次のページ、5ページ目では、児童相談所設置に向けた取組ということで、来年4月に開設予定の見相のことの記述もございます。

また、そのページの一番下には、区が行っております子ども宅食プロジェクトのことに少し触れてございます。

最後の6ページ目については、先ほど委員からも様々なご意見をいただきましたファミリー・サポート・センター事業のことも書いてございます。ニーズでは増えているというところが読み取れるかと思えます。

それ以降の表については、ここに書いてあるとおりでございますので、ご一読いただきまして、何かご意見がございましたら、本日でなくても構いませんので、頂戴できればと思っております。よろしく願いいたします。

簡単ですが、説明は以上でございます。

遠藤会長:ご説明どうもありがとうございました。

時間の関係で、どうしてもこの場でということがございましたら、今、ご意見頂戴できればと思いますが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

では、よろしく願いいたします。

西委員:中学校PTA連合会の西と申します。本当に手短かに、どちらかという意見ですけども、本来は議題1のときに申し上げるべきだったかもしれないのですけれども、やはり今、こうやっていろいろ充実させていただいているところで、一方ではニーズと施設とのバランスで計画を立てていかなければいけないところですけども、やはり特に箱物と、あと先ほどから人という話が出ていますけれども、人というところは、一旦減らしてしまうと補充していくのは非常に大変なことだと思っております。計画の大本になっ

ているのが人口推計だと思うのですけれども、私、過去、東京都の人口推計、ずっと遡ってみたことがあるのですけれども、5年ごとに改定されますけれども、毎回上方修正されていますね。今だと2030年で人口がピークを打つと言っているけれども、多分、次のあれではまた後ろに行っちゃうと思うのです。東京というのは、やはり人口の流入が多いところなので、そういった事象が起こると思うのですけれども、ですので、やはりニーズのほう为上振れてしまったときにパツパツになってしまうと、とても困りますので、不要なものは削減していかなければいけないのは分かるのですけれども、ある程度のバッファがあるというのは必要なのではないかというふうに思っていて、ちょっと削減し過ぎないでほしいなというのが親の立場としての意見として述べさせていただきました。

以上です。

遠藤会長:ありがとうございます。もし何かご回答がありましたら、区のほうから。

子育て支援課長:貴重なご意見として賜らせていただきまして、区のほうでは施設等のニーズ量についてもバッファを持たせた形でつくっておりますので、西委員のご意見も踏まえながら、将来の中で議論してまいりたいと思います。

遠藤会長:ほかにもこの場でというような、どうしてもこの場でというのがございましたら、ご意見、よろしく願いいたします。

五十嵐委員:小学校PTA連合会の五十嵐です。手短かに。

中高生向け、それから小学校低学年向け、高学年向けとアンケートをばらばらにありますが、これは合算して集計される予定でしょうか。というのも、Q7、小学校低学年では、自分、もしくは友達というふうに読めまして、小学校高学年は、一つ前はあなたが書かれていて、次はあなたのまわりでと書かれていますので、恐らくこのアンケートだけ単体で見ると、自分以外でというふうに読める気がします。それから、中高生向けというのは、こちらは言葉を補うと、あなたが日々の生活の中でということで、自分だけということで、それぞれ対象が、先ほどご指摘もありましたけれども、対象が違うように思いました。また、Q6ですね、小学4～6年生向け、それから小学校低学年向けは何かかなことというふうには書かれていなくて、中高生向けのほうは「こと」、大人向けも「こと」で絞められているので、統一したらいかがでしょうかというところと、あと小学校低学年のほうは自分のことが好きか、お友達を大事にしているか、権利を知っているかというところは二択になっています。幼い子どもなので二択ぐらいしかできないかなという配慮かもしれないのですけれども、もし統一してアンケート結果を取りまとめるのであれば、二択ではなく四択、やや大事にしているみたいなどころもあるとよろしいのではないかなと思いました。

それからQ6ですね、こどもであることを理由にひどいことをされないの部分が、小学1～3年生は削除されています。そちらも理由があれば教えていただければと思いますし、両方まとめてアンケート結果として示す場合は、項目が1項目違うことになりますので、併せて載せても理解できるのではないかなと思いました。

それから、自由に入力してくださいの入力という言葉は難しいと思いますので、自由に書いてくださいとか、恐らくスマートフォンで選んでいく方が多いと思うので、全て教えてくださいよりは全て選んでくださいみたいな、書き方の部分を検討していただける

とありがたいなと思いました。

以上です。すみません。

遠藤会長:ありがとうございます。ちょっと先のほうの議題になりますけれども。

子ども施策推進担当課長:ありがとうございました。幾つかいただいたもので、まず集計はそれぞれで出しますが、それは比較することにはなりますので、確かにそれぞれでずれていないように設問の方を改めて検討したいと思います。

また、表現のところも、特に小学校1～3に関しては、より分かりやすくということで、あえて省略してしまったところもあったのですが、そこも改めて統一感を出すべきかどうかというのも含めて検討してみたいと思います。

それから、言葉遣いのところも、確かに入力であったり、そのところは直していきたいなと思いましたので、大変ありがとうございました。

遠藤会長:ありがとうございました。

秋山委員:すみません。意識調査、これはアンケートを答えていただくための案内文が結構キーポイントかなと思います。参加していただいて、答えたいとか、そういうところが結構大事だと思いますので、その辺、ご考慮いただきたい。10月で次回間に合わないの、最後に意見させていただいたのと、あと小学校とか児童館、あと保育園等、可能でしたらそういうところで誘導とか、あと結構周りがやっているとみんな答える傾向がありますので、そういったところで参加率を上げる工夫をいただければと思います。よろしくをお願いします。

高櫻委員:青山学院大学の高櫻です。ごめんなさい、1点だけ確認をさせてください。

アンケート調査のところの資料2-1ですが、就学前児童に関しては、保護者にアンケートを取ると理解をしていましたが、1ページ目のその他のところで乳幼児や障害のある方については、個別に対面形式のヒアリング調査を行うとなっていて、乳幼児本人にも対面形式のヒアリング調査をされるということですか。

子ども施策推進担当課長:多くの方に聞くにはWebアンケートで行う予定ですが、どうしても乳幼児の方たちには直接聞くことはできないので、数は限られてしまうのですが、子育て関係の施設のほうでそういった場面を設けまして、ヒアリングといいますか、お話しする中でその子の大切にしている価値は何なのかとか、そういったところは聞き取っていきなと思っていました。

高櫻委員:分かりました。とてもいい取組だと思いますが、乳幼児なので、かなり配慮をしていただきたいのと、訓練を積んだ方にやっていただかないと、十分な聞き取りができなくなると思うので、ご配慮いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

遠藤会長:ありがとうございます。まだまだアンケート調査に関しては、もう少し分かりやすさというようなことも含めまして、ご意見、いろいろとおありかと思いますが、個別にぜひいろいろと、もしお考えがございましたら、この後でもご意見をお寄せいただければというふうに思います。

また、私自身、こういうアンケートを専門にしているものでございますので、ちょっと方法論という観点から、またちょっとフィードバックはさせていただきたいと思いますので、また引き続きよろしくお願いたします。

既に予定の時間を過ぎているという状況でございますので、まだまだ十分にご意見を吸い上げることというのができていない状況ではございますが、基本的にはここまでというふうにさせていただきたいと思っております。

最後に、今後の日程につきまして事務局からご説明いただきたいというふうにお願いします。次回の会議でも子育て支援計画の策定の他、こどもの権利擁護に関する条例の制定について、審議する予定であります。また、本日もご出席賜りました杉本様、田島様、安藤様、磯崎様には引き続きご参加をお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうからまた少し、今後についてご説明いただければと思います。

子育て支援課長:活発なご議論、ありがとうございました。今回のご意見については個別にまたメール等でもいただければと思っておりますので、ぜひここで言えなかったことについては我々事務局のほうにおっしゃっていただければ必ず所管のほうには通しますので、よろしくお願いいたします。

次回の会議ですが、10月17日、木曜日、同じ時間で予定してございます。また、案件がまたかなり濃く、もう1個ぐらい案件が増えそうな気がしておりますので、すみませんが、お手数ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、子育てフェスティバルは、基本的に未就学までのお子さんと保護者のためのイベントですが、どなたでもご参加いただけますので、ぜひ委員の皆様方もお時間許す限りご来場いただければと思います。

以上でございます。

遠藤会長:どうもありがとうございました。それでは本日の議事はこれで終わりさせていただきます。ちょっと予定の時間を過ぎてしましまして、司会のほう、うまくできなくて申し訳ございませんでした。

それでは、こちらで閉じさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

以上